

【妊産婦医療費助成制度】



妊産婦医療費の届出をした月の初日（または、野木町に転入した日）から
出産した翌月末までの医療費を助成しています

病院（薬局）の窓口で支払った際の領収書を添えて、申請書を提出してください。

☆助成対象となるのは、保険診療分です。

（入院時の食事代・予防接種・差額ベッド代・薬の容器代・文書料等は対象外です。）

☆自立支援医療（精神通院医療・更生医療）、指定難病に該当する方は、そちらを優先して
利用してください。（利用後、残った保険診療の自己負担分が本制度の助成対象です。）

☆申請は診療を受けた翌月以降から可能となります。

☆診療から1年以上経過したものについては、申請ができませんのでご注意ください。

（例：令和3年4月の診療分は、令和3年5月から令和4年4月まで申請ができます。）

☆病院（薬局）ごと、月ごとにそれぞれ申請書が必要となります。

（申請書はコピーしたものでも構いません。）

☆入院分と外来分は別々に申請書が必要です。

☆領収書はのりづけしないでください。（ホチキスなど、はずせるもので添付してください。）

☆高額療養費や、保険組合からの給付金（附加給付金等）支給の対象になる可能性がある場合、
「支給決定通知書」をお持ちいただかないと受付ができない為、振り込みが遅れることが
あります。（支給決定通知書については、加入されている保険組合にご確認ください。）

☆助成金は口座振り込みでお支払いします。基本的には、毎月10日までに申請した分はその
月末に、11日以降に申請した分は翌月末に振り込みます。

☆郵送で申請する場合、封筒に切手を貼り、連絡先を記入してください。

☆保険証が変わった場合、受給資格者証の内容が変更となりますので、必ず変更届出をして
ください。

☆申請書は町のホームページからダウンロードできます。

野木町役場 町民生活部

住民課 給付・年金係

☎0280-57-4141